

香美市(高知県)

(2006年8月17日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> 有 (人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：31,175人 (高齢化率 ⁽²⁾ 11.7%)	面積 ⁽³⁾ ：537.95k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：39人 (法定上限26人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：403人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：15,656,151千円		
うち、地方税2,283,370千円、地方交付税5,106,150千円		
合併特例債発行予定額7,174百万円／同限度額12,730百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業20.3%、第二次産業24.8%、第三次産業54.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2006年給与実態調査。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧土佐山田町	22,427人	9.9%	116.46k m ²	21人	235人	0.44	91.4%
旧香北町	5,596人	15.1%	130.37k m ²	10人	95人	0.16	91.2%
旧物部村	3,152人	18.4%	291.12k m ²	8人	76人	0.13	96.0%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p>少子高齢化、過疎、財政状況の深刻化のなかで、行財政基盤強化による行政サービスの維持向上と行政事務の効率化を図り、地方分権の進展による自治体の役割を果たすため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>関係町村間の合意はもとより、合併するうえで住民の理解を得ることが重要であるため、行政サービスの維持、行財政の効率化等について十分に協議し、周知に努めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<⑥合併協議会委員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>合併協議会において、28回に及ぶ協議会(解散前の協議会を含む)を開催し、市町村合併に係る協議事項を協議し、各町村の視察研修、住民懇談会等を実施した。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
<p>2003年1月8日に、土佐山田町、香北町、物部村により「こうほく3町村合併協議会」を発足し、新市建設計画の策定、各種制度等の統一に向けた調整等を行った。住民懇談会や住民説明会などを各町村で実施しながら2004年8月までに19回の協議を重ね、全ての協定項目の承認に至ったが、合併の是非を求める住民アンケートの結果、合併反対が過半数を上回ったことから、同年8月31日をもって解散した。</p>	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<p>2002年2月に南国市及び香美郡8町村で「南国香美郡合併勉強会」を結成し、パンフレット等の作成、配布を実施。同年4月22日、安芸郡芸西村の参加により「南国・香美・芸西合併検討会」を設置し、合併検討資料の作成を行ってきたが、住民アンケートの結果などから、土佐山田町、香北町、物部村での合併の方向性を検討するため、同年7月22日開催の第5回検討会において検討会より離脱した。</p>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
<p>②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致、⑫物部川、国道195号線を軸とする地形的な一体性</p>	
(4) 合併の端緒	
<p>2005年2月、香北町の住民より住民発議があり、香北町長より土佐山田町長、物部村町へ合併協議会設置を議会へ付議するかどうかの旨を通知し、両町村長より議会付議への回答を得、同年3月4日に再度同じ枠組みで「こうほく3町村合併協議会」を設置した。</p>	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年10月22日～2003年1月8日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名 計15名
運営上の工夫	独自の工夫はないが、広報活動としてたよりを作成し、3町村の広報誌と共に各戸へ配布した。
(6) 法定協議会（設置期間：2005年3月4日～2006年2月28日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議（元香北町議会議員が中心））・ 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各5名、都道府県職員（市町村振興課長 市町村合併支援室長） 計32名
運営上の工夫	特に独自の工夫はないが、協議の決定については全会一致でとした。構成メンバーについては、広く意見が出てくることを期待し、幅広い分野から委員の選定を行った。住民への情報提供については、広報誌の発行、ホームページにより行った。また、住民懇談会を実施した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>名称、及び事務所の位置については、公正・公平な協議及び協議時間の短縮ができるよう、小委員会により協議した。また、新市の名称については、広く一般に公募した。</p>	

<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>03年4月</td> <td>03年4月</td> <td>03年4月</td> <td>03年4月</td> <td>03年8月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>03年4月</td> <td>03年4月</td> <td>03年11月</td> <td>03年6月</td> <td>03年8月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	03年4月	03年4月	03年4月	03年4月	03年8月	合意:	03年4月	03年4月	03年11月	03年6月	03年8月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																	
協議開始:	03年4月	03年4月	03年4月	03年4月	03年8月																	
合意:	03年4月	03年4月	03年11月	03年6月	03年8月																	
<p>(再設置協議会)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> </tr> </tbody> </table>					協議開始:	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	合意:	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月						
協議開始:	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月																	
合意:	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月																	
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>効率的な協議による協議時間の短縮を目指すため、小委員会を設置し、公募総数 2,841 件から 8 種の候補を選定した。第 10 協議会において議題としたが、旧市町村名を候補とすべきであるとの意見があり、議 11 回協議会に旧町村名を含めて再度議題とした。第 11 回協議会では、各町村個別に協議したうえで、各町村の議長、助役、学識経験者 1 名の 9 名が各町村での協議結果を持ち寄り、別室にて協議のうえ決定。</p>				<p>③名称</p>																		
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>財政状況の悪化、地方分権の推進など大きな市町村合併の流れのなかで、様々な枠組みでの合併が検討されるなか、こうほく 3 町村では、地方自治体のあり方を改めて見直し、対等の立場で協議することにより、よりよい新市のあり方を協議するため、新設合併とした。</p>				<p>新設・編入</p>																		
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>電算システム統合、事務事業等の調整期間を確保し、国保、介護という住民に密着した保険関係からも、切りのいい 1 日合併が適当であるという判断の上で、2006 年 3 月 1 日とした。</p>				<p>2006 年 3 月 1 日合併</p>																		
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：協議会により、小委員会を設置し、公募、選定の方法等を協議すると決定された。小委員会は 3 回開催され、2,841 件の応募のなかから 11 の候補を選定した。協議会では選定された候補のなかから、協議により新市の名称を決定した。</p> <p>選定理由：歴史と伝統、そして愛着があり、3 町村に共通する香美郡の名称を残すことができる。地理的なイメージが容易で、地域住民の連帯感ももてる。自然や桜と文化が香る町に似合う名称であり、上品で親しみが感じられ全国的にアピールできる。</p>				<p>公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</p>																		
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>現在の庁舎はそれぞれ、建築年度も古く耐震性も低いため、今後発生が予想される南海大震災への対応等から新庁舎建設が望まれるが、財政的な負担もあり、合併後 5 年以内に建設することとした。位置については、用地等の問題もあり早期決定は不可能なため、土佐山田町内に建設することが確認された。新事務所は新庁舎建設までの間、現在の土佐山田町庁舎を利用し、その他の庁舎は、支所として利用する。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の支所とした。</p>				<p>既存施設・新規建設</p>																		
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正の財産はなし。負の財産はあり、問題にはなったが、最終的に新市に引き継いだ。</p>																						
<p>(8) 新市建設計画</p>																						

計画の期間：10ヶ年

理由 1995年3月29日付け事務次官通知に建設計画の策定期間を5年から10年が望ましいとあり、国の三位一体改革が進行する中で、10年を超える財政計画を定めることが困難なため、合併特例債が合併後10年間発行できる期間とした。

<策定に当たっての工夫>

新市建設計画の策定にあたり、地域住民を対象とした夢語り懇談会の開催のうえ策定したまちづくり将来構想、合併協議会だより上でのアンケート調査などを実施。それらを基にコンサルタントに委託し策定した。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

合併町村の地場産業や地域特性を活かし、地域の活性化を目指した内容とした。また、新庁舎建設以外は、合併特例債を充当する事業は、新市において計画されるべきものとの判断から、具体的な事業は盛り込んでいない。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

合併町村の総合計画を参考としながら、できるだけ盛り込む内容とした。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2011年度	2015年度
歳入合計	10,804	8,403	8,387	8,229
地方税	2,365(21.9)	2,415(28.7)	2,456(29.3)	2,447(29.7)
地方交付税	5,774(53.4)	5,988(71.3)	5,931(70.7)	5,782(70.3)
歳出合計	15,387	7,443	7,294	6,781
人件費	3,085(20.0)	3,375(45.3)	3,380(46.3)	3,099(45.7)
(参考:一般職員数)	(406人)	(-)	(-)	(-)
公債費	2,460(16.0)	2,299(30.9)	2,145(29.4)	1,913(28.2)
普通建設事業費	3,348(21.8)	1,769(23.8)	1,769(24.3)	1,769(26.1)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全26号。配布方法：町内会、地区会等を通じて各戸へ配布）
- ・住民説明会の開催（延べ136回開催、延べ3,029人参加）
- ・HPの開設（2003年3月開設、月約1回定期更新、アクセス数不明）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

(名称)：土佐山田町 「こうほく3町村合併に関する住民投票」

(時期)：2004年8月1日

(対象者)：土佐山田町内に住所を有する普通選挙有権者

(方法)：投票方式

(名称)：香北町 「こうほく3町村合併に関する住民アンケート」

(時期)：2004年7月

(対象者)：香北町内に住所を有する20歳以上の者

(方法)：アンケート方式（郵送）

(名 称)：物部村 「こうほく 3 町村合併に関する住民アンケート」	
(時 期)：2004 年 7 月	
(対象者)：物部村内に住所を有する 20 歳以上の者	
(方 法)：アンケート方式 (郵送)	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併支援事業費補助金 18,191,279 円	
人的支援：合併協議会に県職員 1 名の派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> ・無	
委託費	35,032 千円
委託内容	新市建設計画策定、イントラネット構築設計、イントラネット構築、電算システム統合、事務事業一元化、例規一元化及び例規集作成、ホームページ制作、協議会だより、暮らしのガイドブック制作、防災行政無線申請手続。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 7 ヶ月))・無
その理由	設置選挙となると首長及び議員の不在期間が発生し、市政の混乱などが懸念される。また、激変緩和、市政の安定、建設計画の執行状態の把握などを期待して、在任特例を利用することとした。なお、在任の期間については、財政状況等を鑑み、土佐山田町議会議員の任期である 2006 年 9 月 23 日までとした。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2007 年 2 月 28 日まで特例措置を適用)・無
その理由	市町村合併による広域化に伴い、農業委員一人当たりの担当面積が大きくなるため、農業委員の負担が大きくなる。対応手法の確立など激変緩和を図るため、合併後 1 年間の在任特例期間を設けた。現在の農業委員会の選挙による委員であるものについては、1 年間の在任特例を設けた。
(3) 三役	
旧土佐山田町	町長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は退職。
旧香北町	町長は退職、助役は新市の収入役、収入役は不在。
旧物部村	村長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減> 消防を除く職員数 392 名を、2024 年までに 270 名に削減。 <新規採用の抑制> 新規採用者数は、退職者数の 1/2 以内とする。
給与の調整	<給料表の統一> 人事院勧告に基づく給料表に変更。 <給与の再調整・再計算> 前歴計算の見直し、短縮等の見直し。 現給保障。
役職の調整	職務職階制を適用したが、組織が大きくなったことで新たな課ができたこともあり、役職の降格などは無かった。

(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧土佐山田町	繁藤支所を繁藤出張所とし、引き続き設置。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
その理由	合併による行政区域の拡大によって、地域住民と役場との距離が大きくなり、地域住民の声が市の施策に反映されにくくなる等の不安が生じる。香美市全体の均衡ある発展を進めていくうえで、こういった不安を解消し、それぞれの地域の意向を市勢に反映させることを目的に合併前の旧町村毎に設置する。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
固定資産税	旧土佐山田町 1.5% 旧香北町 1.4% 旧物部村 1.4%	2006年度課税分より 1.4%に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は赤字増とならないよう試算し統一。 下水道は負担の低い方に合わせる）		
上水道料金	給水者の負担の公平性等を勘案し、上水道、簡易水道を同一料金とし、かつ、簡易水道の赤字額が増額とならないよう料金を試算し、香美市全域に適用した。ただし、合併後3年を目途に、新市の収益、財政状況等により見直しを検討する。	
下水道料金	下水道整備済みである旧土佐山田町と旧香北町の使用料を比較した場合、旧土佐山田町の基本料金が100円安く、超過料金は同じである。また、旧香北町では下水道の共用が始まったばかりである。以上により、旧土佐山田町の使用料を適用することとした。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	・保育料について 保育料は合併と同時に統一した料金とするが、3町村間に大きな格差があるため、4年間の調整期間を設けて段階的に補正する。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：国民健康保険事業が運営できる税率を試算し適用）		
賦課徴収方法	保険税方式	従前より3町村とも保険税方式であるため、引き続き保険税方式とする。
所得割	旧土佐山田町 7.5% 旧香北町 7.8% 旧物部村 8.0%	7・5・2割軽減が適用できるよう2006年度から統一する。 8.5%
資産割	旧土佐山田町 45.0% 旧香北町 48.5% 旧物部村 50.0%	7・5・2割軽減が適用できるよう2006年度から統一する。 40.0%
均等割	旧土佐山田町 25,000円 旧香北町 24,500円 旧物部村 18,000円	7・5・2割軽減が適用できるよう2006年度から統一する。 27,000円

平等割	旧土佐山田町 26,000 円 旧香北町 20,000 円 旧物部村 20,000 円	7・5・2割軽減が適用できるよう 2006 年度から統一する。 23,000 円
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第 1 号被保険者の月額基準保険料	旧土佐山田町 2,908 円 旧香北町 3,300 円 旧物部村 2,817 円	2006 年度が各町村の介護保険事業計画の見直し年度であるため、合併後に香美市全域を対象とした介護保険事業計画を策定し、介護保険料を統一する。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	電算システムについては、3 町村の既存の業者（2 業者）より、現行システムを基とする、3 町村で稼働している全システムが利用可能な新市の電算システムの企画提案を受け、電算分科会及び各町村の業務担当者により評価を行い決定した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧町村名を残すため、町・字名の前にそれぞれ土佐山田町、香北町、物部町を冠した。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：9,890 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（本年度末の議決を目指し、6 月から策定作業に入っている。）
総合計画	策定作業中（本年度末の議決を目指し、6 月から策定作業に入っている。）
(3) 合併による効果	
<p><①住民の利便性の向上></p> <p>従前は、窓口等で他市町村の住民に対して、住民基本台帳法に基づく事務など一部の事務しか受付できなかったが、町村合併により、それぞれの窓口で手続きが可能となった事務が大幅に増加した。</p> <p>また、3 町村に設置された施設についても、利用が容易になった。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>合併前には受けられなかった行政サービスが、町村合併により広域的に実施されることによって、市内全域で受けられるようになった。</p> <p>また、合併することにより職員の専門性が増し、より詳細な行政サービスを受けることができるようになった。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>3 町村の人材が一堂に会することで、旧町村の特色を融合させた新しいまちづくりが期待できる。</p>	

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

従前はそれぞれの庁舎で処理できていた手続のなかで、合併することによって専門性を要する事務であることから本庁のみの対応としたものがあり、支所となった庁舎において事務ができず、本庁まで来庁する必要があるものが発生した。

本庁と支所との連携を密にし、電算システムの有効利用等、対応手法を確立することにより問題の改善に努める。

<⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する>

専門的な職員の配置により対応できていた事務等で、合併することにより本庁、支所での人員配置や職員の職務における権限の見直しなどにより、支所で対応できない事務や、事務手続きに要する時間が増しているものがある。

また、各種委員会等で委員数の削減による担当区域の広域化により、各委員への負担増やサービスの低下が懸念される。

本庁支所間の連携強化及び地域審議会等による情報収集により、問題の把握と改善に努める。

<⑧人員削減と住民サービス維持>

合併後 11 年目から 5 年間かけて交付税は一本算定となり、交付税は確実に減る。試算では、合併後 20 年間で職員をおよそ 120 名減らさなければならない。一方では地方分権の名の下で、地方自治体にはより高度で複雑な事務処理を求められ、住民サービスを維持していかなければならない状況にある。

(5) 残された課題

今後新庁舎建設の計画などもあり、合併に伴い増額された予算を大幅に見直し、本庁・支所間での業務分担や、電算システムの統合等のトラブルを避け、効率的な事務を行うことによって住民サービスの維持を図る必要がある。

また、地域産業の振興、企業団地への誘致などを積極的に行い、福祉制度の維持、教育の充実化を図り、人口の減少、少子高齢化に歯止めをかける必要がある。